

ドイツ憲法の苦勞と奮闘

政治経済研究所主催公開講座 2017年6月17日
拓殖大学政経学部 高橋雅人

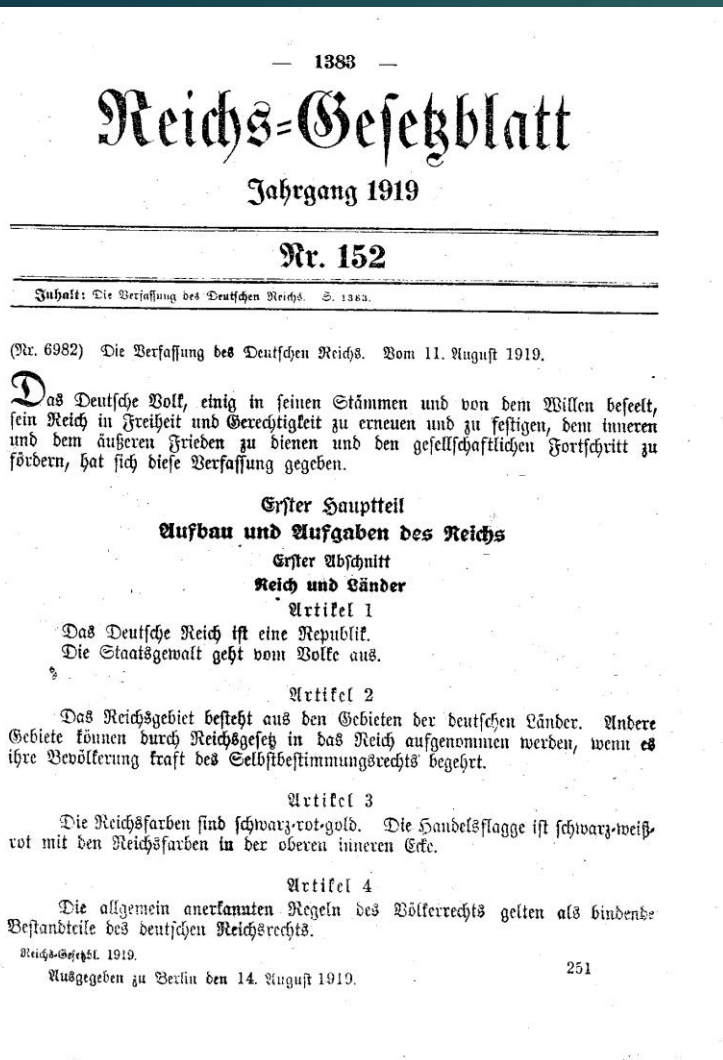
ドイツの近代化

- ▶ イギリス権利章典、フランス人権宣言、アメリカ独立宣言といった近代的な国家観や人権保障をもった憲法の成立
- ▶ 他方、ドイツは、国民を政治の中心とする、憲法体制は採用できていなかった。⇒「遅れてきた」国家



ヴァイマル憲法

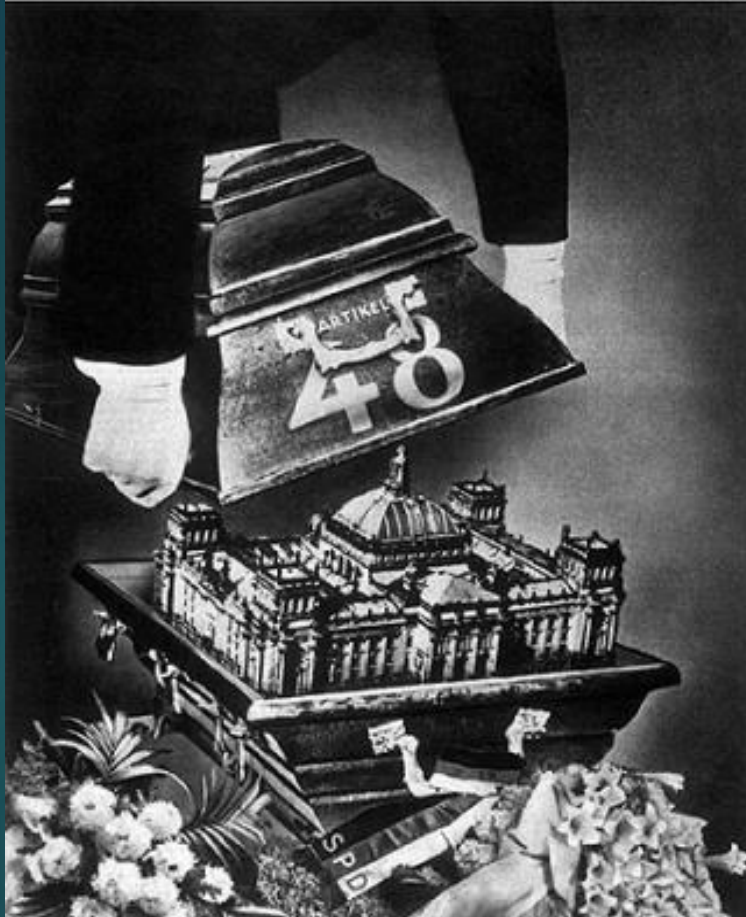
ドイツ国民は、その各民族において一体となり、自由と正義とにおいてその国を再建し、これを強固なものにし、国の内外の平和に貢献し、社会の進歩を推進せんとする意思に満たされて、ここにこの憲法を制定した。



- ▶ 「ドイツ国の構造および任務」（第1編）と「ドイツ人の基本権および基本義務」（第2編）から構成される。
- ▶ 第1条「国家権力は国民に由来する」
- ▶ 第22条「議員は、普通、平等、直接及び秘密の選挙において、比例代表の諸原則に従い、満20歳以上の男女によってこれを選出する」
- ▶ 第109条「すべてドイツ人は、法律の前に平等である」
- ▶ 第159条「労働条件及び経済的条件を維持し促進するために団体を結成する自由は、何人に対しても、そしてすべての職業に対して、保障されている」
- ▶ 第161条「健康と労働能力を維持するため、母性を保護するため、ならびに老齢、病弱及び生活の変化のもたらす経済的帰結に備えるために、ライヒは、被保険者の決定的な協力の下に、包括的な保険制度を創設する」

- ▶ 基本権は保障されていても、いくつかの「留保」が付された。
- ▶ 第151条「経済生活の秩序は、すべての人に、人たるに値する生存を保障することを目指す正義の諸原則に適合するものでなければならない」
- ▶ 第153条「所有権は、憲法がこれを保障する。その内容および限界は、諸法律に基づいてこれを明らかにする。公用収用は、公共の福祉のために、かつ、法律上の根拠に基づいてのみ、これを行うことができる。」
- ▶ 多くの社会権的規定を含めたことも、たんに立法の指針という意味しかもたなかったために、自由権などの基本権全体の不可侵性が疑われることになった。

ヴァイマル憲法の自殺



John Heartfieldのコラージュ作品 : Dieses Werk ist lizenziert unter einer [Creative Commons Namensnennung - Weitergabe unter gleichen Bedingungen 4.0 International License \(CC-BY-SA\)](https://creativecommons.org/licenses/by-sa/4.0/)

- ▶ 第48条「あるラントが、ライヒ憲法又はライヒ法律によって課せられた義務を履行しないときは、ライヒ大統領は、武装兵力を用いてこの義務を履行させることができる。
- ▶ ドイツ国内において、公共の安寧秩序に著しい障害が生じ、又はその虞れがあるときは、ライヒ大統領は、公共の安全及び秩序を回復させるために必要な措置をとることができ、必要な場合には、武装兵力を用いて介入することができる。この目的のために、ライヒ大統領は、一時的に第114条〔人身の自由〕、115条〔住居の不可侵〕、117条〔信書・郵便・電信電話の秘密〕、118条〔意見表明の自由〕、123条〔集会の権利〕、124条〔結社の権利〕、及び153条〔所有権保障〕に定められている基本権の全部又は一部を停止することができる。」

最も民主的な憲法からナチス体制への転落

- ▶ 国会の機能麻痺←小党分立
- ▶ 大統領の緊急権発動（1933年2月28日の国会議事堂炎上事件を契機）
- ▶ 授権法（1933年3月24日）「民族及び国家の危機を除去するための法律」として、政府に単独立法権を与え、その法律が憲法に違反することも原則許容する。
- ▶ ↓
- ▶ 政府による立法権掌握
- ▶ ⇒民主的手続による崩壊

ナチスによる均質化 (Gleichschaltung)

- ▶ ドイツは、平等で自由な近代憲法を経験できなかった「遅れてきた国家」だった。
- ▶ ナチスは、皮肉にも、構造的には平等(gleich)となる政策を行った。
- ▶ それが“Gleichschaltung”
- ▶ 州も市町村も、教会も家族も、すべて自律性を否認し、アトム的個人にまで徹底的に解体した上で、ナチスの組織化の対象とする製作である。
- ▶ そして、均質化になじまない要素は、社会から排除した。

民主主義によって民主主義が否定される

- ▶ ハンス・ケルゼン『デモクラシーの本質と価値』（1929）の最終章は、「デモクラシー」を否定する勢力が「デモクラシー」の手続で権力を握る危険を問題にしたうえで、相対主義への信念によって結ぶ。
- ▶ ピラトが、群衆に尋ねて、民主的に、盗賊バラバではなくイエス・キリストを十字架に架けた例をひいて、
- ▶ これは、デモクラシーのためではなく、デモクラシーの不利を語ったものだ、と人はいうだろうし、それは正しい。しかし、神の子のように確実であるときしか政治的真理は見つけられないのだ
- ▶ 「民衆の支配が民衆の反対に抗して存在しうる筈がないし、そのようなことを認めるべきでもない。・・・船が沈没してもなおその旗への忠実を守るべきである。自由の理念は破壊不可能なものであり、それは深く沈めば沈むほどやがて一層の情熱をもって再生するであろうという希望のみを胸に抱きつつ、海底に沈み行くのである。」（1932年「民主政の擁護」）

ドイツ基本法

- ▶ 権力分立、基本権保障
- ▶ 「人間の尊厳は不可侵である。」
(第1条)
- ▶ 憲法改正の限界：基本法79条で「第1条及び20条」の基本原則を改正してはならない。⇒憲法の自己拘束
- ▶ 連邦憲法裁判所の設置
- ▶ 「闘う民主政」へ

闘う民主政

- ▶ NPD判決（1952年）
- ▶ KPD判決（1956年）
- ▶ ↑
- ▶ 「自由の敵には自由を与えない」
- ▶ 「不寛容にまで寛容ではない」という選択

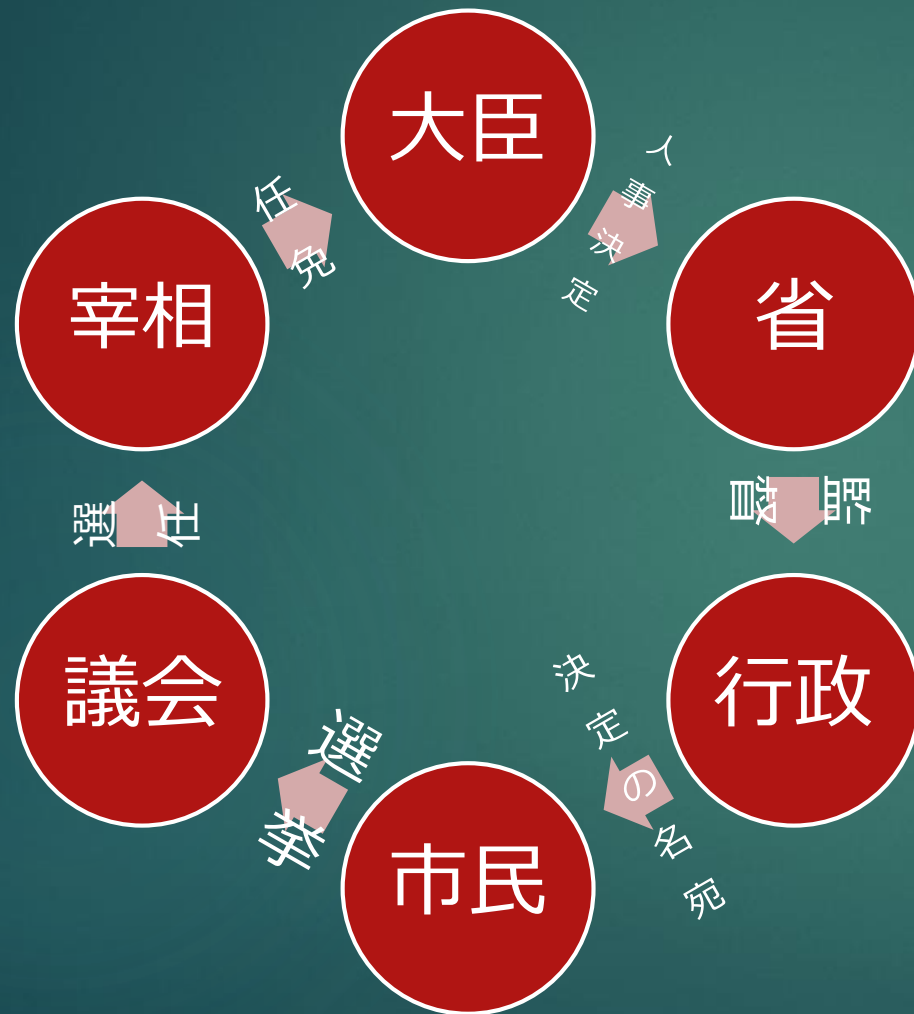
自由な民主的基本秩序の防衛

- ▶ ドイツ基本法は、憲法の敵に対する憲法の自己防衛として、「自由な民主的基本秩序」を防衛するための義務を課している。
- ▶ 基本法21条1項で、まず、政党を憲法で位置づける。
- ▶ 同条2項で、「政党で、その目的または支持者の行為が自由な民主的基本秩序を侵害もしくは除去し、または、ドイツ連邦共和国の存立を危うくすることをめざすものは、違憲である。」
- ▶ しかし2017年1月17日の連邦憲法裁判所の判決は・・・

民主主義

- ▶ 民主主義を闘いとる意気込み。
- ▶ 近年の実態は？
- ▶ 「行政の現代化」や「行政の経済化」によって、民主主義より経済的効率性が優位
- ▶ 民主主義を法的にどう構成しているか？

民主的正当化の連鎖



- ▶ 意思のインプット
- ▶ 効果のアウトプット

インプットとアウトプットの難しさ

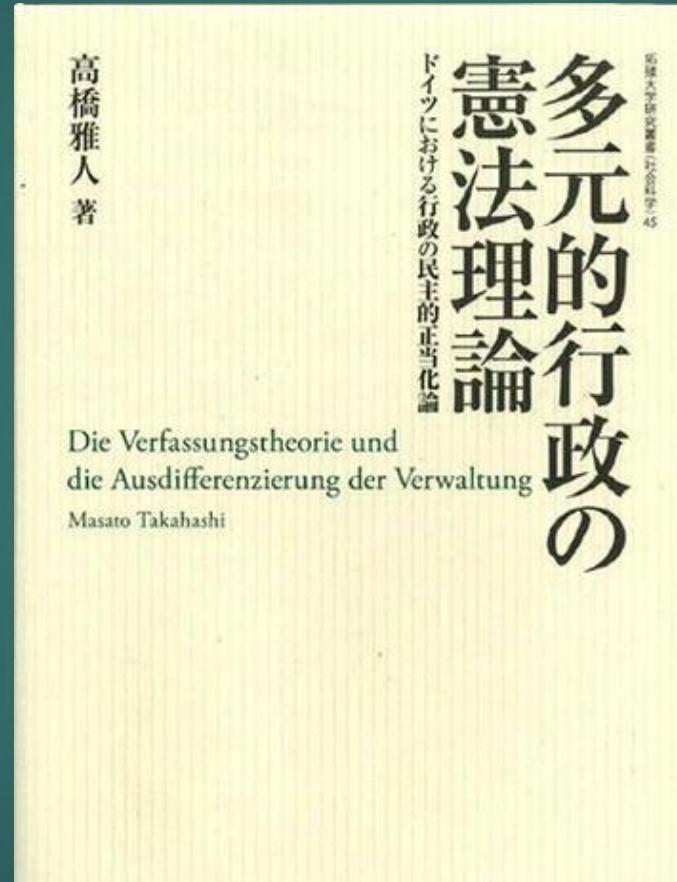
議会制民主主義の機能不全？



参加：市民の参加・専門家の参加

調停：“Stuttgart21”

高橋雅人『多元的行政の憲法理論』（法律文化社、2017年）





▶ 御清聴ありがとうございました。